

## 第3章 実施・運用（Do）

### 1 環境に配慮した取組の推進

本環境マネジメントシステムの適用範囲内の事務事業活動において、環境への負荷を低減するため、抽出した環境に影響を及ぼす活動を考慮しつつ、環境に配慮した取組を推進する。

### 2 研修の実施

環境マネジメントシステムの確実な運用のため、研修を実施する。

実施すべき研修は下表のとおりとする。

所属長は、日常研修及び環境管理者研修の実施について、適切に管理する。

#### 環境管理研修

種別	対象者	目的	内容	実施頻度	場所	実施責任者	テキスト	備考
日常研修	全職員	環境に配慮した取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮の取組の必要性</li> <li>環境方針</li> <li>取組目標</li> <li>目標達成のための具体的行動</li> <li>環境法令の概要及び必要性</li> </ul>	1回/年	各所属等	所属長	e-ラーニング資料等	可能な限り、嘱託職員、臨時職員等を含む
環境管理者研修	課長級・課長代理以上の職員	所属職員による環境配慮の取組促進のための、環境マネジメントの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮の取組の必要性</li> <li>環境方針</li> <li>取組目標</li> <li>所属職員の具体的な行動を促す方策の検討</li> <li>環境法令の概要及び必要性</li> </ul>	1回/年	各所属等	所属長	e-ラーニング資料等	
内部監査員養成研修	全職員	内部監査に必要な知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査の理解</li> <li>内部監査要領</li> </ul>	2回/年	各所属等	内部監査責任者（環境局長）	e-ラーニング資料等	

### 3 運用管理

各所属の設備管理責任者（設備管理を担当する職場の課長等）は、設備等の運用管理を適切に行い、環境関係法令等を遵守する。

#### 4 緊急事態への対応・報告

各所属の設備管理責任者（設備管理を担当する職場の課長等）は、火災、地震等による危険物の流出等の緊急事態への円滑な対応を行い、その結果を、所属長へ報告する。

所属長は、緊急事態への対応について、様式1「緊急事態対応報告書」を作成し、環境局長に報告する。

##### ◎対象となる危険物

特別管理産業廃棄物（PCB、感染性産業廃棄物）

危険物（都市ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油等）

化学物質（フロン、ハロン、その他の毒劇物）

## 緊 急 事 態 対 応 報 告 書

緊急事態への対応の概要を次のとおり報告します。

年 月 日報告

所属・職場名		確 認 欄	所属環境管理実行委員長	
		職場環境委員長		
発 生 日 時	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分			
発 生 場 所				
緊急事態の種類				
緊急事態の概要				
対応措置の概要				
対 応 完 了 日	年 月 日 ( )			
再 発 防 止 策				